



高額療養費制度とは？

～69歳以下の方へ～

■高額療養費制度とは

病院や薬局等の窓口で支払う医療費が、1か月（暦月：1日～月末まで）に高額になった場合、「年齢や所得に応じた自己負担限度額を超えた分が、後日払い戻される制度」です。

しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

病院窓口での1か月のお支払いが、「最初から自己負担上限額までとなる」方法があります。



■自己負担限度額の考え方

食事代、紙おむつ代、アメニティ利用料、有料個室代、診断書作成料などは対象外です。

月をまたいだ場合は、月ごとにそれぞれ自己負担額を計算します。

同じ月の別の病院等での自己負担（21,000円以上であることが必要）を発散することができます。この合算額が上限を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

■自己負担限度額（上限額）の目安

適用区分	ひと月の上限額（世帯ごと）	多数回該当の場合
ア 年収約 1,160万円～ 健保：標準報酬月額 83万円以上 国保：旧ただし書き所得 901万円超	252,600円+(医療費-842,000)×1%	140,100円
イ 年収約 770～1,160万円 健保：標準報酬月額 53万～79万円 国保：旧ただし書き所得 600万～901万円	167,400円+(医療費-558,000)×1%	93,000円
ウ 年収約 370～770万円 健保：標準報酬月額 28万～50万円 国保：旧ただし書き所得 210万～600万円	80,100円+(医療費-267,000)×1%	44,400円
エ ～年収約 370万円 健保：標準報酬月額 26万円以下 国保：旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税者	35,400円	24,600円



「高額になりそう」と思った時点で、この制度が使えます。

入院前、治療前でも確認や準備が可能です！

詳細は加入している医療保険へご確認ください。

■限度額区分の確認方法

方法①「マイナ保険証をお持ちの方
(マイナカードを保険証として登録済み)」

- 受付でマイナ保険証を機械にかざし、自動で確認することができます。



方法②「マイナンバーカード(保険証として未登録)」と
「資格確認書」をお持ちの方

- 窓口で「限度額情報の提供」に同意することで、システム上で保険者へ情報照会を行い、限度額区分をオンラインで確認できます。



方法③「資格確認書をお持ちの方」

- 窓口で「限度額情報の提供」に同意することで、システム上で保険者へ情報照会を行い、限度額区分をオンラインで確認できます。



ご注意ください



- * 高額療養費は1か月ごとの計算です。
(月をまたぐと合算されません)
- * 入院中でも、食事代、差額ベッド代、アメニティ利用料などは対象外です。
- * 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
- * オンラインで限度額区分の確認ができなかった場合は、申請が必要になります。
- * 医療機関ごとに計算されるため、合算できない場合があります。

記載の内容は、2025年12月の情報に基づいています。今後の制度等の改定により内容に変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター
患者サポートセンター